

## 悪質商法あれこれ その1

### 1. SF(催眠)商法

締め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に高額商品をういつける。

(商品例)ふとん, 健康食品

### 2. 点検商法, 実験商法

点検にきたなどと訪問し、必要のない商品を探りつける。公的機関の職員をかたり、水道水の水質実験などをしてみせることも。

(商品例)ふとん, シロアリ駆除, 消火器, 浄水器

### 3. ネガティブ・オプション(送りつけ商法)

注文していない商品を一方向的に送りつけ、受け取った以上支払い義務があると、代金を請求する。代金引換制度を悪用することも。

(商品例)雑誌, 本, ビデオ, 商品一般

☆☆☆☆☆☆ 契約は慎重に ☆☆☆☆☆☆

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック! かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。